

社会福祉法人 愛児福祉会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第2種社会福祉事業

- イ 保育所やまびこ保育園の設置経営
- ロ 保育所やまびこ久辺保育園の設置経営
- ハ 地域子育て支援拠点事業 ヤッホーハウスの設置経営
- ニ 放課後健全育成事業 やまびこCLUBの設置経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人愛児福祉会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の子育て世帯を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を沖縄県名護市字屋部1697番地の1に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、職員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数を持って行う。ただし、外部委員の1名が出席し、かつ、外部委員の1名が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が150,000円を超えない範囲で評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給する。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後、3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評

議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名し、又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員の選任等)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を

理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金1,000,000円

(2) 沖縄県名護市字屋部1697番地1所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建やまびこ保育園園舎1棟(792.62平方メートル)

(3) 沖縄県名護市字辺野古922番地34所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建やまびこ久辺保育園園舎(157.60平方メートル)

(4) 名護市字屋部1683番地1所在のやまびこ保育園敷地(1,853平方メートル)

(5) 名護市字屋部1683番地1所在の鉄筋コンクリート造コンクリート屋根かわら重ねぶき平屋建やまびこ保育園園舎別棟(268.84平方メートル)

(6) 名護市字屋部1699番地所在のやまびこ保育園敷地(945平方メートル)

(7) 名護市字屋部1683番地1所在の鉄筋コンクリート造コンクリート屋根かわら重ねぶき平屋建やまびこ保育園園舎別棟(112.91平方メートル)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て名護市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、名護市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 解散及び残余財産の帰属

(解散)

第36条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第38条 この定款を変更しようとするときは、評議員の決議を得て、名護市長の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係わる定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を名護市長に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、社会福祉法人愛児福祉会の掲示場に掲示するとともに。官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理 事 比 嘉 太 英 名護市字宮里285番地

理 事	岸 本 義 武	名護市字宇茂佐 3 5 9 番地
理 事	比 嘉 盛 男	名護市字屋部 1 5 5 番地
理 事	小 嶺 光 子	名護市字名護 5 0 5 番地
理 事	比 嘉 春 子	名護市字屋部 1 5 4 番地
監 事	儀 部 勝 三	名護市字屋部 6 番地
監 事	玉 城 勝 夫	名護市字宮里 1 1 7 0 番地

附 則

この定款は、昭和 5 2 年 1 1 月 2 5 日より施行する。

附 則

この定款の改正は、沖縄県知事の認可の日（平成 1 0 年 3 月 2 7 日）から施行する。

附 則

この定款の改正は、沖縄県知事の認可の日（平成 1 3 年 6 月 1 9 日）から施行する。

附 則

この定款の改正は、沖縄県知事の認可の日（平成 1 7 年 1 0 月 4 日）から施行する。

附 則

この定款の改正は、沖縄県知事の認可の日（平成 1 8 年 1 1 月 2 1 日）から施行する。

附 則

この定款の改正は、沖縄県知事の認可の日（平成 2 0 年 6 月 1 1 日）から施行する。

附 則

この定款の改正は、沖縄県知事の認可の日（平成 2 1 年 8 月 2 4 日）から施行する。

附 則

この定款の改正は、沖縄県知事の認可の日（平成 2 4 年 1 0 月 2 3 日）から施行する。

附 則

この定款の改正は、名護市長の認可の日（平成 2 5 年 5 月 1 7 日）から施行する。

附 則

この定款の改正は、名護市長の認可の日（平成 2 7 年 3 月 1 1 日）から施行する。

附 則

この定款の改正は、名護市長の認可の日（平成 2 8 年 7 月 2 7 日）から施行する。

附 則

この定款の改正は、名護市長の認可の日（平成 2 9 年 1 月 2 0 日）から施行する。

附 則

この定款の改正は、名護市長の認可の日（令和 2 年 1 2 月 8 日）から施行する。

附 則

この定款の改正は、名護市長の認可の日（令和 4 年 1 1 月 1 6 日）から施行する。

<理事・監事>

役 職	令和5年6/15～令和6年度定時評議員会の終結の時まで
理事長	比嘉 恵一
理 事	玉元 文江
理 事	大城 勝章
理 事	岸本 民夫
理 事	比嘉 功
理 事	小橋川 真智子
監 事	比嘉 康夫
監 事	島袋 道子

<評議員>

役 職	令和3年6/15～令和6年度定時評議員会の終結の時まで
評議員	具志堅 興亨
評議員	岸本 嘉邦
評議員	島袋 紀男
評議員	玉城 勝江
評議員	比嘉 正人
評議員	比嘉 真恵美
評議員	末吉 業充

<評議員選任・解任委員>

役 職	令和3年5/31～令和6年度定時評議員会の終結の時まで
評議員選任委員 (監事)	比嘉康夫
評議員選任委員 (事務局)	末吉幸博
評議員選任委員 (地域)	儀部 恵子

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人愛児福祉会（以下「本会」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員等とは、理事及び監事並びに評議員をいう。
- （2）報酬等とは、職務執行の対価を言う。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- （3）費用とは職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費）を言い、報酬とは明確に区分されるものとする。

（役員等報酬）

第3条 役員等報酬は、役員等が理事長の招集に応じ理事会および評議員会に出席した時にその出席1日につき5,000円を支給する。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

2 監事が監査のため出席した時は、その出席1日につき5,000円を支給する。

3 役員報酬等の各年度の総額について、評議員は150,000円、理事は150,000円、監事は60,000円を超えない範囲で本規定に従って算定した額を報酬として支給することとする。

（役員等報酬の支払い）

第4条 役員等報酬は、業務終了時に現金にて相当額を直接本人に支払う。

（費用弁償）

第5条 費用弁償は、法人の職員の「旅費規程」に準じて支給することができる。

（改廃）

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（附 則）

この規程は、平成29年 6月 6日から施行する

この規程は、令和 3年 6月16日から施行する

やまびこ久辺保育園運営規程

（事業所の名称等）

第1条 社会福祉法人愛児福祉会（以下「法人」という。）が設置するこの保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 やまびこ久辺保育園 （2）所在地 沖縄県名護市字辺野古922番地32

（施設の目的及び運営方針）

第2条 やまびこ久辺保育園（以下「当園」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

2 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。

3 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。

4 当園は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。

5 当園は、「沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第85号）」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

（認可定員）

第3条 当園の認可定員は90人とする。

（利用定員）

第4条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- （1）法第19条第1項第2号の子ども49人
（保育を必要とする3歳児以上児。以下「2号認定子ども」という。）
- （2）法第19条第1項第3号の子どものうち、満1歳児以上の子ども32人
（保育を必要とする3歳児未満児。以下「3号認定子ども」という。）
- （3）3号認定子どものうち、満1歳児未満の子ども9人

（提供する保育等の内容）

第5条 当園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示141号）に基づき以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- （1）特定教育・保育（第10条に規定する時間において提供する保育をいう。以下同じ。）
- （2）養護と教育の一体的な提供
- （3）食事の提供
- （4）子育て家庭に対する支援
- （5）延長保育事業
- （6）地域活動事業
- （7）放課後児童健全育成事業
- （8）その他保育に係る行事等

（延長保育）

第6条 当園は、保育標準時間認定子どもについては18時30分から19時30分
保育短時間認定子どもについては第9条第1項（2）①②③の区分について、それぞれ平常の
保育時間を超えて保育が必要な場合に延長保育を行う。

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第7条 保育の実施に当たり配置する職員の職種及び職務内容は、次のとおりとする。

（1）園長

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員を指揮監督し、利用乳幼児を全体的に把握するとともに、園務を司る。

（2）副園長

副園長は、園長を補佐し、園長不在または事故がある時は、職務を代行し、園長の命を受け庶務及び会計事務に従事する。

（3）主任保育士

主任保育士は、園長を補佐し、園長不在または事故ある時は、職務を代行する。また、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を総括する。

（4）副主任保育士

副主任保育士は、主任保育士が行う地域の保護者等に対する子育て支援をサポートし、園長、主任保育士を補佐し、職員間のパイプ調節的役割を果たす。

（5）専門リーダー

専門リーダーは、保育の各分野についての専門知識を有し、園長、主任保育士を補佐するとともに、職務分野別リーダーや保育士をまとめる役割を果たす。

（6）職務分野別リーダー

職務分野別リーダーは、保育者が専門分野の知識を持ち、その分野のリーダー的な役割を果たす

（7）保育士

保育士は、保育に専従し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

（8）調理員

調理員は、栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

（9）事務員

事務員は、園長の命を受け庶務及び会計事務に従事する。

（10）用務員 用務員は、園長の命を受け園内諸業務に従事する。

（保育を提供する日）

第8条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、次に定める日を除く。

- （1） 国民の祝日及び国民の休日（振替休日を含む）
- （2） 年末年始（12月29日～12月31日、1月1日～1月3日）
- （3） 慰霊の日（6月23日）

（保育を提供する時間）

第9条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

（1）保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）

7時30分から18時30分までの範囲内で、保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

（2）保育短時間認定に係る保育時間（8時間）